

瑞穂地区人権同和教育推進協議会規約

(名 称)

第1条 この会は、瑞穂地区人権同和教育推進協議会という。

(事務局)

第2条 本会の事務局を、瑞穂地区公民館におく。

(目 的)

第3条 本会は、瑞穂地区における人権同和教育を推進することを目的とする。

(事 業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- 一、 部落単位の活動集団の育成
- 二、 座談会、学習会、講演会、研究集会等の開催
- 三、 関係団体との連携、各種研修会等の参加およびその協力
- 四、 その他、本会の目的達成に必要な事業

(構成員)

第5条 本会は、次の者を会員とする。

県議会議員、市議会議員、農業委員、地区公民館長・主事、各部落区長、各部落選出同和教育推進委員、J A女性会代表、各部落女性代表、地区推進員、小学校長、小学校同和教育主任、気高中学校教職員代表、市職員、小・中学校 PTA 代表、保育園保護者会代表、民生児童委員、社福協理事、保護司、老人クラブ代表、学識経験者

(役 員)

第6条 本会に、次の役員をおく。

会長1名 副会長2名 幹事若干名 (内1名を代表幹事とする。)

監事2名

二、本会に、顧問をおくことができる。

(役員を選出)

第7条 会長、副会長、監事は総会で選出し、幹事は会長が委嘱する。

(任 期)

第8条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

二、任期途中において、会長、副会長若しくは監事に欠員が生じたときには、総会に代えて、役員会で選出することができる。

(職 務)

第9条 会長は会務を総括する。

2 副会長は会長を補佐し、会長事故あるときはその職を代理する。

3 監事は、会計を監査する。

4 代表幹事は、会長の命を受けて、会の企画運営にあたる。

5 幹事は、代表幹事を補佐する。

(会 議)

第10条 本会の会議は、総会、役員会とする。

(総会)

第11条 総会は、会長が招集し、議長は副会長がつとめる。

第12条 総会は、事業計画・予算、事業報告・決算、役員の選出、規約の変更およびその他会の運営に関し特に重要な事項を審議決議する。

(役員会)

第13条 役員会は、会長が必要と認めたとき、随時招集する。

(会 計)

第14条 本会の経費は、市助成金、寄付金、雑収入をもってあてる。

(会計年度)

第15条 本会の会計は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

附 則

この規約は、平成5年9月4日から施行する。

平成 9年4月30日より一部改正する。

平成14年5月25日より一部改正する。

平成17年6月25日より一部改正する。

平成19年5月19日より一部改正する。